

<p>上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知</p> <p style="text-align: center;">沪府发〔2017〕9号</p> <p>各区人民政府，市政府各委、办、局：</p> <p>现将修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2017年1月27日</p> <p style="text-align: center;"><b>上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定</b></p> <p>第一条（目的和依据）</p> <p>为贯彻落实《中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见》，进一步扩大对外开放，营造更加开放的符合国际通行规则的投资环境、更加便利化的贸易环境、更加完善的法治环境、更加良好的生产生活环境、更加宽松的人才发展环境，鼓励跨国公司在本市设立地区总部和总部型机构，支持在沪地区总部和总部型机构集聚业务、拓展功能、提升能级，积极参与上海“四个中心”和具有全球影响力的科技创新中心的建设，根据有关法律、法规，结合本市实际，制定本规定。</p> <p>第二条（定义）</p> <p>跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。</p> <p>跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指虽未达到跨国公司地区总部标准，但实际承担境外注册的母公司在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、</p>	<p>上海市人民政府：改訂後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》印刷・公布に関する通知</p> <p style="text-align: center;">滬府発〔2017〕9号</p> <p>各区人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：</p> <p>ここに改訂後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》を印刷・公布する。真摯にこれに則り執行されたい。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2017年1月27日</p> <p style="text-align: center;"><b>上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定</b></p> <p>第一条（目的及び根拠）</p> <p>《中国共産党中央委員会・国務院：開放型経済新体制の構築に関する若干の意見》を徹底・実行し、対外開放を更に拡大し、更に開放的な国際通用規則に適合した投資環境・更に利便的な貿易環境・更に完全な法治環境・更に良好な生産生活環境・更に緩和的な人材発展環境を構築し、多国籍企業の当市への地域本部及び本部型機構の設立を奨励し、上海の地域本部及び本部型機構の業務集約・機能拡張・レベル向上を支援し、上海の「4つのセンター」及びグローバル影響力を有する科学技術刷新センターの建設に積極的に参与するため、関連法律・法規に基づき、当市の実情を鑑み、本規定を制定する。</p> <p>第二条（定義）</p> <p>多国籍企業地域本部（以下「地域本部」とは、国外で登記された親会社が当市で設立し、投資或いは授權の形式で一つの国家以上の区域内の企業に対して管理及びサービス機能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、外商独資の投資性公司・管理性公司等の独立法人資格を有する企業組織の形態により、当市に地域本部を設立しなければならない。</p> <p>多国籍企業本部型機構（以下「本部型機構」とは、多国籍企業地域本部の基準に達していないが、国外で登記された親会社の一つの国家以上の区域内の管理方針決定・</p>
---	--

<p>采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商独资企业（含分支机构）。</p> <p>第三条（适用范围） 在本市范围内设立的地区总部和总部型机构，适用本规定。</p> <p>第四条（管理部门） 市商务委负责地区总部和总部型机构的认定工作，协调有关部门开展对跨国公司地区总部和总部型机构的管理服务。</p> <p>工商、财政、税务、外事、人力资源社会保障、出入境管理、外汇管理、人民银行、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内，做好对地区总部和总部型机构的管理服务工作。</p> <p>第五条（地区总部认定条件） 申请认定地区总部，应当符合下列条件：</p> <p>（一）须为具有独立法人资格的外商独资企业。</p> <p>（二）母公司的资产总额不低于4亿美元；服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于3亿美元。</p> <p>（三）母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于1000万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于3个；或母公司授权管理的中国境内外企业不少于6个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。</p> <p>（四）注册资本不低于200万美元。</p> <p>第六条（总部型机构认定条件） 申请认定总部型机构，应当符合下列条件：</p> <p>（一）须为具有独立法人资格的外商独资企业或其分支机构。</p> <p>（二）母公司的资产总额不低于2亿美元，在中国境内已投资设立不少于2家外商投资企业，其中至少1家注册在上海。</p>	<p>資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・トレーニング等のサポートサービスの複数の機能を実際に担当する外商独資企業（分支機構を含む）を指す。</p> <p>第三条（適用範囲） 当市の範囲内で設立する地域本部及び本部型機構に本規定を適用する。</p> <p>第四条（管理部門） 市商務委員会は、地域本部及び本部型機構の認定業務に責任を負い、関連部門と協力して多国籍企業の地域本部及び本部型機構の管理サービスを行う。</p> <p>工商・財政・税務・外事・人力資源社会保障・出入国管理・外貨管理・人民銀行・税関・出入国検査検疫等の部門は、各自の職責の範囲内で、地域本部及び本部型機構に対する管理サービス業務を適切に行う。</p> <p>第五条（地域本部の認定条件） 地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に適合していなければならない：</p> <p>（一）独立法人資格を有する外商独資企業でなければならない。</p> <p>（二）親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと；サービス業分野の企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額が3億米ドルを下回らないこと。</p> <p>（三）親会社が中国国内で投資し、累計で払い込んだ登録資本の総額が1,000万米ドルを下回らず、且つ親会社が管理を授權する中国国内外の企業が3社を下回らないこと；或いは親会社が管理を授權する中国国内外の企業が6社を下回らないこと。基本的に前述の条件に適合しており、所在地区の経済発展に突出した貢献をしている場合、事情を考慮して認定することができる。</p> <p>（四）登録資本が200万米ドルを下回らないこと。</p> <p>第六条（本部型機構の認定条件） 本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に適合していなければならない：</p> <p>（一）独立法人資格を有する外商独資企業或いはその分支機構でなければならない。</p> <p>（二）親会社の資産総額が2億米ドルを下回らず、中国国内で投資・設立した外商投資企業が2社を下回らず、そのうちの少なくとも1社は上海で登記していること。</p>
--	---

<p>(三) 注册资本不低于200万美元, 如以分支机构形式设立的, 总公司拨付的运营资金应不低于200万美元。</p> <p>第七条 (申请材料)          申请认定地区总部和总部型机构, 应当向市商务委提交下列材料:</p> <p>(一) 公司法定代表人签署的申请书。</p> <p>(二) 母公司授权签字人签署的跨国公司地区总部或总部型机构基本职能的授权文件。</p> <p>(三) 公司的批准证书(或备案回执)、营业执照(均为复印件)。总部型机构为分支机构的, 还需提供上海分公司营业执照(复印件)及总公司拨付运营资金的证明文件。</p> <p>(四) 母公司近一年度审计报告。</p> <p>(五) 母公司在中国境内所投资企业的批准证书(或备案回执)及营业执照(均为复印件)。</p> <p>(六) 法律、法规和规章要求提供的其他材料。</p> <p>前款规定未列明提供复印件的, 应当提供文件的正本。</p> <p>第八条 (审核)          市商务委应当在收到申请书等材料之日起8个工作日内完成审核, 并作出认定或不予认定的决定。予以认定的, 颁发认定证书。</p> <p>第九条 (资助和奖励)          地区总部按照有关规定, 可以获得开办和租房的资助。</p> <p>地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能, 且对经济发展有突出贡献, 取得良好效益的, 按照有关规定, 可以获得奖励。</p> <p>跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部, 符合相关条件的, 可以按照有关规定获得资助。</p>	<p>(三) 登録資本が 200 万米ドルを下回らないこと。分支機構の形態により設立する場合、本社が支払う運営資金は 200 万米ドルを下回ってはならない。</p> <p>第七条 (申請資料)          地域本部及び本部型機構の認定を申請する場合、市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない:</p> <p>(一) 会社の法定代表者が署名した申請書。</p> <p>(二) 親会社の授権署名者が署名した多国籍企業の地域本部或いは本部型機構の基本的機能に関する授権書類。</p> <p>(三) 会社の批准証書(或いは備案受領書)・営業許可証(全て写し)。本部型機構が分支機構である場合、更に上海支社の営業許可証(写し)及び本社が支払った運営資金の証明書類を提出しなければならない。</p> <p>(四) 親会社の直近一年度の監査報告。</p> <p>(五) 親会社の中国国内の投資企業の批准証書(或いは備案受領書)及び営業許可証(全て写し)。</p> <p>(六) 法律・法規及び規則により提出を要求されるその他資料。</p> <p>上述の規定に写しの提出と明記されていない場合、資料の原本を提出しなければならない。</p> <p>第八条 (審査)          市商務委員会は、申請書等の資料を受領した日から8営業日以内に審査を完了させ、認定或いは不認定の決定を下さなければならない。認定する場合、認定証書を発行する。</p> <p>第九条 (資金援助及び報奨)          地域本部は関連規定に基づき、設立・運営及び建物賃借に係る資金援助を得ることができる。</p> <p>地域本部が経営管理・资金管理・研究開発・仕入・販売・物流及びサポートサービス等の総合的運営機能を有し、且つ経済発展に突出した貢献をして、良好な効果と利益を得た場合、関連規定に基づき、報奨を得ることができる。</p> <p>多国籍企業がアジア地区・アジア太平洋地区或いは更に大きな区域の本部を設立して、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助を得ることができる。</p>
--	--

<p>资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。</p> <p>第十条（资金管理） 地区总部、总部型机构可以建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部、总部型机构可以按照国家外汇管理局发布的《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》（汇发〔2015〕36号）等有关规定，开展包括经常项目集中收付汇和轧差净额结算、境内和境外外汇资金集中管理集中结售汇、外债和对外放款额度集中调配等在内的多项跨国公司外汇资金集中运营管理业务。</p> <p>投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。</p> <p>鼓励地区总部、总部型机构根据自身经营和管理需要，开展各类跨境人民币业务。地区总部、总部型机构可以通过跨境人民币双向资金池和经常项下跨境人民币集中收付等通道，完成集团的资金集中运营管理，提高资金使用效率。</p> <p>优化非贸易项下付汇流程手续，加强对地区总部、总部型机构的纳税辅导与服务，为地区总部、总部型机构非贸易项下付汇合同备案、纳税判定提供绿色通道。</p> <p>设在自贸试验区内的地区总部、总部型机构，可以按照规定，开立自由贸易账户，并按照可兑换原则，办理本外币跨境收支和境内人民币收支。</p> <p>第十一条（简化出入境手续） 地区总部、总部型机构符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的，由有关部门提供出境便利。</p> <p>地区总部、总部型机构需要多次临时入境的外籍人员，可以申请办理入境有效期不</p>	<p>資金援助及び報奨の具体的な実施弁法は、関連部門が別途制定するものとする。</p> <p>第十条（資金管理） 地域本部・本部型機構は、統一的な内部資金管理体制を構築し、自己保有資金に対して統一管理を実行することができる。外貨資金の運用に係る場合、関連外貨管理規定に基づき執行しなければならない。条件に適合する地域本部・本部型機構は、国家外貨管理局が公布した《多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定》（匯發〔2015〕36号）等の関連規定に基づき、經常項目集中受払及びネットティング・国内及び国外外貨資金集中管理による集中両替・外債及び対外貸付の限度額集中配分等を含む複数項目の多国籍企業外貨資金集中運用管理業務を行うことができる。</p> <p>投資性会社は、《企業グループ財務公司管理弁法》に基づき、財務公司を設立し、その中国国内の投資企業に集中財務管理サービスを提供することができる。</p> <p>地域本部・本部型機構が自身の経営及び管理ニーズに基づき、各種クロスボーダー人民元業務を行うことを奨励する。地域本部・本部型機構は、クロスボーダー人民元双方向プーリング及び經常項目クロスボーダー人民元集中受払等のルートを通じて、グループの資金集中運用管理を完成させ、資金使用効率を向上させることができる。</p> <p>非貿易項目対外支払フローの手續を合理化し、地域本部・本部型機構に対する納税指導及びサービスを強化し、地域本部・本部型機構の非貿易項目対外支払契約の備案・納税判定に優先ルートを提供する。</p> <p>自由貿易試験区内において地域本部・本部型機構を設立する場合、規定に基づき、自由貿易口座を開設し、両替可能原則に基づき、人民元・外貨クロスボーダー受払及び国内人民元受払を行うことができる。</p> <p>第十一条（出入国手續の簡素化） 地域本部・本部型機構の条件に適合する中国籍人員は、アジア太平洋經濟協力（APEC）出張カードを申請することができる。ビジネス上のニーズにより香港・マカオ・台湾地区或いは国外に赴く場合について、関連部門は出国の便宜を図るものとする。</p> <p>地域本部・本部型機構が複数回臨時入国する外国籍人員を必要とする場合、入国有</p>
--	--

<p>超过1年，停留期不超过180日的多次签证；需要临时来本市的外籍人员，应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安部门申请口岸签证入境。</p> <p>对需要在本市长期居留的地区总部、总部型机构外籍人员，可以申请办理3至5年有效的外国人居留许可。</p> <p>地区总部、总部型机构的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》。</p> <p>出入境检验检疫部门为地区总部、总部型机构法定代表人及其与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。</p> <p>第十二条（人才引进）          人力资源社会保障部门对地区总部、总部型机构引进的外籍人才在本市工作和申请相关证件提供便利。</p> <p>地区总部、总部型机构引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。</p> <p>被地区总部、总部型机构聘用的具有本科（学士）及以上学历（学位）或者特殊才能的入外籍的留学人员、持中国护照并拥有国外永久（长期）居留权且国内无户籍的留学人员和其他专业人才、香港、澳门特别行政区专业人才及台湾地区专业人才可按照规定，申办《上海市居住证》（B证）。以上人员的配偶和未满18周岁或高中在读的子女，可以办理随员证。</p> <p>地区总部、总部型机构所在区对地区总部引进的人才在子女入学、医疗保障、申请人才公寓等方面提供便利。</p> <p>第十三条（通关便利）</p>	<p>効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えない数次ビザの申請を申請することができる；臨時に本市を訪れる必要がある外国籍人員は、在外中国大使館・領事館に入国ビザを申請しなければならないが、時間が切迫している場合、国家の関連規定に基づき、公安部門にポートビザ（訳注：國務院が規定する特殊な理由がある場合、指定を受けた中国国内の空港等で手続可能な査証を指す）による入国を申請することができる。</p> <p>本市に長期居留する必要がある地域本部・本部型機構の外国籍人員は、3～5年間有効な外国人居留許可の手続を申請することができる。</p> <p>地域本部・本部型機構の法定代表人等的高级管理人員は、《外国人の中国永久居留審査批准に係る管理弁法》に基づき、《外国人永久居留証》の発行申請で優先的に推薦を受けられる。</p> <p>出入国検査検疫部門は、地域本部・本部型機構の法定代表人及び本部の機能に関わる高級管理人員の健康証明手続に優先ルートを提供する。</p> <p>第十二条（人材誘致）          人力资源社会保障部門は、地域本部・本部型機構が誘致した外国籍人材の本市における業務及び関連証書の申請に便宜を図るものとする。</p> <p>地域本部・本部型機構が国内の優秀な人材を誘致した場合、関連条件に適合すれば、本市戸籍の手続を行うことができる。</p> <p>地域本部・本部型機構に雇用された本科（学士）及びそれ以上の学歴（学位）或いは特殊な才能を有する外国籍の留学生、中国のパスポートを所持し国外永久（長期）居留権を有し且つ国内に戸籍を有しない留学生及びその他専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材及び台湾地区の専門人材は、規定に基づき《上海市居住証》（B証）の発行を申請することができる。以上の人員の配偶者及び18歳未満或いは高校在学中の子女は、随員証の手続を行うことができる。</p> <p>地域本部・本部型機構の所在区は、地域本部が誘致した人材の子女入学・医療保障・「誘致人材向け住宅」申請等の方面に便宜を図るものとする。</p> <p>第十三条（通関利便化）</p>
---	---

<p>海关和出入境检验检疫部门对符合条件的地区总部、总部型机构以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升地区总部、总部型机构的通关效率，为其进出口货物提供通关便利。</p> <p>地区总部、总部型机构设立保税物流中心和分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇、出入境检验检疫等部门对其采取便利化的监管措施。</p> <p>第十四条（区级政府支持） 各区政府可以结合本地区实际情况，制定支持地区总部、总部型机构发展的政策措施，营造有利于地区总部发展的营商环境。</p> <p>第十五条（参照适用） 香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部、总部型机构，参照本规定执行。</p> <p>第十六条（施行日期和有效期） 本规定自2017年2月1日起施行，有效期至2022年1月31日。 上海市人民政府办公厅转发的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的实施意见》（沪府办发〔2012〕51号），上海市商务委员会、上海市人力资源和社会保障局、上海市公安局出入境管理局、上海出入境检验检疫局发布的《关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定》（沪商外资〔2014〕348号）同时废止。</p>	<p>税関及び出入国検査検疫部門は、条件に適合する地域本部・本部型機構に対して貿易利便化を重点として、監督管理制度及び監督管理モデルを刷新し、地域本部・本部型機構の通関効率の向上に注力し、その輸出入貨物に通関上の便宜を図るものとする。</p> <p>地域本部・本部型機構が保税物流センター及びディストリビューションセンターを設立し、物流の整理・統合を図る場合、税関・外貨・出入国検査検疫等の部門は、これに対して利便的な監督管理措置を講じるものとする。</p> <p>第十四条（区級政府の支援） 各区政府は、当地区の実際の状況を鑑み、地域本部・本部型機構の発展を支援する政策措置を制定し、地域本部の発展に有利なビジネス環境を構築することができる。</p> <p>第十五条（準用） 香港・マカオ・台湾地区の投資家が当市で地域本部・本部型機構を設立する場合、本規定を参照して執行するものとする。</p> <p>第十六条（施行日及び有効期間） 本規定は2017年2月1日より施行し、有効期間は2022年1月31日までとする。 上海市人民政府弁公庁が転送した《〈上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定〉に関する実施意見》（滬府弁発〔2012〕51号）、上海市商務委員会・上海市人力資源社会保障局・上海市公安局出入国管理局・上海出入国検査検疫局が公布した《〈多国籍企業地域本部設立奨励の規定に関する実施意見の補充規定〉》（滬商外資〔2014〕348号）は、同時に廃止する。</p>
--	--